

別 葉

神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方
一次報告 骨子(案)に係る

検 討 資 料

平成 26 年 11 月 19 日

2 小中一貫教育校への対応

(ア) 国の会議(中教審初等中等教育分科会小中一貫教育特別分科会)で出ている意見

これまで小・中学校を分けて教育問題を議論してきた。小中一貫は、9年間を見通して学校制度・教育内容を考えようという点において重要な発想である。

異年齢間の関わりや大家族での関わりの中で子どもが教育を受ける機会が減少しているという社会環境において、子どもたちの異学年交流を活発化させ、より多様な先生の目の中で育つようにする、そうした中で地域の力を学校に取り入れていく。

急激な少子化が進んでおり、単独の小学校中学校では十分な集団規模が確保できない場合は、広い範囲の子供達を集めざるを得ない。小中一貫は学習集団のまとまりを確保できる。

小学校高学年の内容の高度化により、小学校段階から中学校の先生の力を借りる必要性が出てきており、その円滑な実施のための組織の一体的な運用が必要。また、小学校の先生は子供たちがわかりやすいような指導上の工夫に秀でており、そういったスキルを中学校の先生が学ぶことができる。

全国的に過疎化が進んでいる中、学校が小規模になると子供たちが集団でダイナミックな活動ができないので、統合を考えるととなるが、そのときに、小学校と中学校の縦の統合も一緒に考えないとうまくいかない。

(イ) 全国における小中一貫教育の現状 (平成 26 年 6 月 小中一貫教育等についての実態調査)

小中一貫教育を実施中：211市町村(約1割)

小中一貫教育を実施予定又は検討中：166市町村(約1割)

国及び他市町村の状況を注視している市町村：450市町村(約3割)

小中一貫教育の取組件数：1130件(小学校2284校、中学校1140校)

(ウ) 神奈川の教育を考える調査会最終まとめ (参考資料14)

義務教育

小中学校の児童・生徒の減少と適正な学校規模

- ・児童・生徒数の減少に伴い、児童・生徒数に応じた適正な学校規模や学区の見直しなどについて、今後、市町村と県が連携しながら考えていくべき教育行政上の課題となっている。
- ・適正な学校規模や学区の見直しを考えるにあたっては、充実した教育活動が行われ、児童・生徒にも教職員にも活力を生み出す視点や、子どもの発達段階を踏まえた自立性や社会性を育む教育、小学校から中学校に移行する際に生じる「中1ギャップ」への的確な対応といった視点にも留意していくことが求められる。

(I) 小中一貫教育校の在り方検討会議の設置及び検討の経過

小中一貫教育校在り方検討会議(以下、「検討会議」と略す。)は、「神奈川の教育を考える調査会」の最終まとめを踏まえ、本県における小中一貫教育校の設置に向けた方策について検討するため、平成26年7月に設置された。

検討会議は、神奈川県教育委員会から、次の4つの事項について検討協議の依頼を受けた。

- ・神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方について
- ・実施する上での課題と解決のための方策について
- ・「モデル校」の選定に向けた取組について
- ・教員研修や教員免許等の在り方について

所掌事項について調査研究を行うなど、会議の円滑な運営を図るため、「小中一貫教育校在り方検討会議の設置及び運営に関する要綱」に基づき、作業部会を設置した。

検討会議では、神奈川の教育を考える調査会の「最終まとめ」（平成 25 年 8 月）と県内全市町村教育委員会を対象に実施した「小中一貫教育校に係る現状調査」（平成 26 年 8 月）、及び、国の動向をもとに、依頼事項についての検討協議を行った。

ここまでの審議の経過

・小中一貫教育校の在り方検討会議

第 1 回 平成 26 年 7 月 14 日(月) 第 2 回 9 月 16 日(火) 第 3 回 11 月 19 日(水)

・小中一貫教育校の在り方検討会議 作業部会

第 1 回 平成 26 年 7 月 30 日(水) 第 2 回 8 月 21 日(木) 第 3 回 9 月 3 日(水)

第 4 回 10 月 2 日(木) 第 5 回 10 月 9 日(木) 第 6 回 10 月 17 日(金)

(オ) 本県におけるこれまでの検討会議における意見

県内の状況では、円滑な接続をめざした取組がすでに進められているが、これでは足りないという根拠は何か。神奈川の現状の課題を検討し、分かりやすくする必要がある。

9年間の学びと育ちについて、どういうところが一番問題だというふうに捉えているのか。

「なぜ神奈川県において小中一貫教育校を行うのか」「神奈川県ならではの小中一貫教育をどう考えるか」「神奈川県として目指すものは何か」を明確にすることが大事である。

小学校と中学校が離れすぎているというところに課題があり、そこを何とかつなげることにより、義務教育としていい成果がでるのではないかということがポイント。

中一ギャップの要因として、評価の問題（学習面のストレス）と部活動の問題（人間関係のストレス）がある。子供達と関わる時間的なゆとりのない家庭も増えている。

(カ) 作業部会での意見

県内では小学校と中学校の円滑な接続をめざした取組が進められている。

多様なニーズや特色を持つ子どもたちの「9年間の学びと育ち」を支えるために、小中一貫教育という「手立て」を用いていく。

小中一貫教育という考え方を打ち出すことで、これまで行われてきた「連携」において得られてきた成果よりも高い効果を生み出すとともに、学校教育の質を高める。

連携を否定する必要はない。一貫は日常性のものとしてとらえるべき。

3 神奈川県の小中一貫教育校

(1) 小中一貫教育のとりえ

(ア) 国の定義

(平成 26 年 10 月 31 日 中教審 小中一貫教育特別部会)

小中連携教育：小・中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育：小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

(イ) 本県におけるこれまでの検討会議における意見

「神奈川県らしさはすがたで記述している」と言われても、一般的にはこの小中一貫教育の定義が一人歩きするのではないか。

文科省の定義では「9 年間を通じた教育課程」となっており、連続性を意図した小中一貫カリキュラムを想定している。神奈川の定義も、連携の段階から一歩進めて、「9 年間を通じた『学び方』の一貫性を重視したカリキュラムの編成」等の文言を入れるべきではないか。

横浜市や三鷹市の定義には、小中学校の校舎に関わる一文が冒頭に入っている。神奈川県としての校舎についての方向性を示した方がわかりやすいのではないか。

国では、施設分離型も含めて制度化の対象とする方向にある。今後制度化された場合に、文科省の定義と異なると不都合が起きると懸念されるので、(文科省の定義と)そろえておいた方がよい。

(ウ) 作業部会での意見

定義は、「小中連携教育と何が違うのか」という疑問に対する回答であるので、広めの意味合いをもたせるものとしていくべきではないか。(今年度中に中教審から「小中一貫教育の定義」が再提案される見込みである状況も踏まえて。)

「定義」という言葉がややきつめの印象があるので、「神奈川県の小中一貫教育のとりえ or 考え方」とし、「神奈川県らしさ」については、「神奈川県がめざす小中一貫教育校のすがた」で記述してはどうか。

(I) 他県の状況

【横浜市】

敷地や校舎を共有するなどの物理的な条件に関係なく、小中学校の教職員が情報交換や連携を行い、義務教育 9 年間の連続性を図った小中一貫カリキュラムに基づく教育活動を推進すること。

【東京都三鷹市】

既存の小・中学校を存続させた形で、児童・生徒は現在の小・中学校に在籍しながら、現行の 6・3 制のもとで、9 年間の一貫カリキュラム(指導計画)をとおして、小・中学校間の強固な連携と交流を図ること。地域ぐるみで子どもたちの教育を支援する「コミュニティスクール」を積極的に推進すること

【埼玉県】

中学校区内の小・中学校が「めざす児童生徒像」や「重点目標」を設定、共有し、その実現を図るため、9年間を見通したカリキュラムを編成して、それに基づき行う系統的な教育

【茨城県つくば市】

共通の教育目標，指導内容，指導方法を設定し，それらを小・中学校の全職員が理解し，さらに，小・中学校の保護者・地域の協力のもとで実施される教育

【新潟県三条市】

義務教育9年間を連続した期間ととらえ、児童生徒の発達段階に応じた一貫性のある学習指導・生活指導を行うとともに、教職員や児童生徒が連携・交流を深めることにより、小学校と中学校が協働して系統的・継続的に教育活動を行うもの

【岡山県姫路市】

小中共通の教育目標（各校の定める学校教育目標ではない）の設定

(1) キャリア教育の視点

9年間を見通した一貫した指導

(1) 地域資源の活用

(2) 姫路市小中一貫教育標準カリキュラムを活用した取組

(3) 「学力の向上」と「人間関係力の育成」を図るための9年間を貫く取組

小中教職員による協働実践

(1) 小中教職員の協働

3 神奈川県の小中一貫教育校

(2) 神奈川県としてめざす小中一貫教育校のすがた

(ア) 国の会議(中教審初等中等教育分科会小中一貫教育特別分科会)で出ている意見

【小中一貫教育に適した学校の在り方】

理想的には、校長が一人で施設一体型。一方、物理的にそれが難しい地域の方が多い。

小中一貫教育の制度化では、施設一体型、施設分離型等の全てを包含すべき。

諸外国では、学園のまとまりを作り、最終的な決断は学園のトップである統括校長が行い、各学校ごとに校長が置かれるという形態が取られている。

施設一体型で実施しているところでも、小さい子供達が使う校舎と大きい子供達が使う校舎を区分している。全体として小中一貫した統一的な考えを持ちながら、初等教育部分と中等教育部分を分けて実践することも重要。

【教育課程】

小中一貫カリキュラムの編成が小中一貫校の要件となるのではないか。

特例教科の設定を可能とすることは、小中の教職員が一体化できる核となる点で重要。

特例教科を設定するなどの動きもあるが、現行の学習指導要領に沿ってやっている自治体もある。地域の当事者の考え方を大事にすべき。

小中の「接続関係」が最も重要であり、小中一貫教育学校はその最も効果的な接続関係を生み出すものとして意義づけられる。小学校・中学校という学校種があることが前提。

(イ) 本県におけるこれまでの検討会議における意見

地域の人々が何をすればいいのかがわかるような提示の仕方をしてほしい。

地域コミュニティの活用が必要。

できている小中連携を、一貫という考え方でより進めていくという視点が現実的。

小中一貫を実施する学校においても、最低限このあたりは押さえておいてほしい、これはかなり小中一貫がうまくいって進んできて発展してきたらこういったことまで可能である、という段階がある。このあたりも評価の問題を含めて整理をしてほしい。

これまでの市町村の取組の意欲を削がない方向＝柔軟に考える必要がある。

つまり、施設一体型も、隣接型も、分離型も認める。施設一体型、隣接型であれば校長は一人でよい。(ただし、規模によっては副校長を置く。)

小中一貫して、自己肯定感や自尊感情を育むという言葉は入れてほしい。

小中一貫をやる学校においても、最低限このあたりは押さえておいてほしい、これはかなり小中一貫がうまくいって進んできて発展してきたらこういったことまで可能である、という段階がある。このあたりも評価の問題を含めて整理をしてほしい。

(ウ) 作業部会での意見

「かながわ教育ビジョン」は県民論議からできたものだから、これをもとにして記述すべき。

「インクルーシブな視点での教育」は小中一貫教育校だけでなく、神奈川全体で取り組むべきものではあるが、小中が一緒になることでより推進される。

「すがた」には、小中一貫教育校を導入したときの「理想的なすがた」を書いていく。その中で、「導入した際の効果」も一緒に記述。

「導入した際の効果」の中で、小中一貫教育校の段階を記述していく。

3 神奈川県の小中一貫教育校

(3) 小中一貫教育校を導入したときの効果

(7) 国の会議(中教審初等中等教育分科会小中一貫教育特別分科会 審議のまとめ(案)) 中の意見

- 【学習指導】 ・ 各種学力調査の結果の向上 ・ 学習意欲の向上、学習習慣の定着
 ・ 授業の理解度の向上、学習に悩みを抱える児童生徒の減少 など
- 【生徒指導】 ・ いわゆる「中1ギャップ」の緩和（不登校、いじめ、暴力行為等の減少、
 中学校進学に不安を覚える生徒の減少）
 ・ 学習規律・生活規律の定着、生活リズムの改善
 ・ 自己肯定感の向上、思いやりや助け合いの気持ちの育成
 ・ コミュニケーション能力の向上 など
- 【教職員】 ・ 指導方法への改善意欲の向上、教科指導力・生徒指導力の向上
 ・ 小・中学校間における授業観や評価観の差の縮小
 ・ 小・中学校で共通に実践する取組の増加や協力して指導にあたる意識向上
 ・ 仕事に対する満足度の高まり など
- 【その他】 ・ 保護者との協働関係の強化、地域との協働関係の強化 など

これらの成果は、小・中学校の接続の円滑化、9年間を通した一貫性・継続性のある指導、異学年交流の増加などを通じた教職員の意識改革が相互に影響し合っている。

(1) 本県におけるこれまでの検討会議における意見

【学習指導上】

小学生がより専門性の高い授業を受けられる。生徒指導面での効果。連携では踏み込めない。教育課程の工夫がダイナミックにできる。

【生徒指導上】

中1ギャップを乗り越えづらい子にも安心して学校生活を送れるようにすることが大切。長いスパンで子どもの成長を見ることができ、個々の子どもにあった教育がなされやすくなる。小中間の段差が改善され、子どもにとってより円滑な移行ができる。

【教職員】

教員が他学種の教員、児童生徒、カリキュラム、指導方法等を知ることにより、また、他学種の教員と協働することにより、自らの指導の意識や改善を図ることができるようになる。小中学校がお互いに得意とするところ、苦手としているところを相互補完できるとよい。中学校の組織的な生徒指導、小学校の学校研究・教科研究等。お互いに学び合えるとよい。教師にとってのメリットは、児童・生徒にとってのメリットになる。

【その他】

導入した学校のデータをベースにして効果を作成していただきたい。

教員が他校種の教員、児童生徒、カリキュラム、指導方法等を知ること、協働することにより、自らの指導の意識や改善を図ることができる。小中間の段差が改善され、子どもにとってより円滑な移行ができること。以上が最低限の効果。効果は段階があると思われる施設一体型と、施設分離型では期待される中身が違うのではないかと。

学校の統廃合とセットでの小中一貫。施設費の節約につながる。

連携でのメリットができきれていないところが、一貫にすることで前に進むという面もある。

(ウ) 作業部会における意見 (参考資料10)

3 神奈川県の小中一貫教育校

(4) 想定される課題及びその解決に向けた方策

(ア) 国の会議(中教審初等中等教育分科会小中一貫教育特別分科会)で出ている意見

【制度的制約について】

人事権を行使している都道府県が適切な人事が小中一貫の理念の浸透・継続には必要。

【免許について】

小中一貫の推進(乗り入れ授業の実施など)にあたって教員免許の在り方が大きな課題。

【設置義務・就学指定について】

市町村が小中一貫教育学校(仮称)を設置する場合、小・中学校と同様に学校設置義務の履行と認め、市町村教育委員会が行う就学指定の対象校とすることとしても問題はない。

【教育課程について】

転校するとき、どこでも義務教育をきちんと受けられるという親の安心感を大事にすべき。小中一貫校と通常の学校というシステムの併存により転校などの際にトラブルがあるのではないかという説があるが、実際に現場ではそういう課題はほとんど認識されていない。

(イ) 本県におけるこれまでの検討会議における意見

【児童・生徒について】

不登校の問題では、どんなに理想的な学校を作っても不登校の子は出てくると考えられる。

その子達にはどんな居場所を作ることができるのか。

ある見方をすれば課題だが、ある見方をすれば長所になる。通学距離が長くなれば体力がつく。長すぎてスクールバスを導入すると、体力が低下する。

小中一貫教育校を導入する場合、5、6年への定期テストや五段階評定の導入が必要である。

【地域・保護者の理解について】

教育の形が変わることに対する保護者の理解を、どのように得ていくのか。

地域コミュニティとの関係。過小規模校については、統廃合を考えなくては行けないが、地域への教育の問題での説得は非常に難しい。

【教職員について】

最大の課題は、教員の負担にある。教員の負担を軽減する方策の検討が重要。

教職員が慣れ親しんだシステムを変えることに抵抗感が強い。

教職員定数はどのようにするのか。

管理職の異動が短期間で行われている現状では、地域との連携が根付くまで時間がかかる。

県はどんな支援ができるのか、人事配置ではどんな支援ができるのか、県の立場を明確に。

連携の中でも、中の先生が小に教えに行く場合、非常勤講師を配置してもらっている。こうした裏付けがなければできない。

【通学区域等について】

通学区域の再編はすべきなのかすべきでないのか、具体的に通学時間や通学の安全をどう確保するのか、実際の施設をどうしていくのか、管理運営費はどうなるのか。

施設の問題。2小1中なので連携はしやすいが、5小1中だと難しいだろう。

(ウ) 作業部会における意見 (参考資料12)

4 小中一貫教育校のモデル校導入に向けて

(1) モデル校選定の考え方

(ア) 国の会議(中教審初等中等教育分科会小中一貫教育特別分科会)で出ている意見

市区町村内で1校だけ小中一貫を実施しているような場合は、地域や教員の意識も向上しないし、小中一貫教育のための研修と通常の小中学校のための研修の双方を行う教育委員会の負担も大きい。小中一貫教育の導入の在り方は自治体が決めるべきだが、なるべく市区町村全域での導入となるよう誘導すべき。

市区町村内における小中一貫教育の進め方にも段階があり、直ちに全域実施とはいかない。まずパイロット地域で先行実施し、メリット・デメリットを整理して次のステップへ移る。通常の小・中学校を小中一貫教育の方に誘っていくような仕掛けを作っていくことも必要。一貫教育が必要とされる背景となる課題がないような地域においては既存の小・中学校を残してもよい。

(イ) 本県におけるこれまでの検討会議における意見

「かながわの教育を考える調査会」の最終まとめでは、小中学校の再編に伴う管理職等の削減や施設・設備の再整理も期待されている。小中併設による小中一貫教育を推進するような取組については、積極的にモデル校に指定すべきと考える。

理念と現実のギャップを考えると、コミュニティ実施地域であるとか、1小1中地域の方が、検証しやすい。

第一候補：児童・生徒の減少が著しい、あるいは中1ギャップやいじめ・不登校等の問題が顕著、あるいは学習状況に問題がある等、課題が明確な地域、学校

第二候補：先進的で効果的なモデルとして他に参考となる実践を進めている地域、学校、

第三候補：これから小中一貫教育の取り組みに意欲的な地域、学校 等

1小1中または2小1中といったような、同じ子どもたちが1つの中学校に行くような地域でないと効果が薄れると思う。

施設一体型など、比較的行いやすい学校ではなく、様々なシチュエーションの学校を選んでほしい。

選定にあたっては、学校の規模など神奈川県は差があると思われるので偏った選定では導入へ向けて支障をきたす。様々なケースで考え方・プロセス・支援のあり方を考えていくべき。学校任せでは成果が上がらない、成果が継続しない、形骸化するなどに陥りやすい。市町村教育委員会としてどこまで、支援、助言、指導ができるかによって成否は左右される。モデル校の指定に当たっては、市町村教育委員会の姿勢も判断材料とすべきではないか。

教員の負担が今以上に増すことが指摘されている。指定に当たっては教員加配も検討する必要がある。どのように教員負担を軽減するかも、モデル校の研究課題となる。

既に進められている小中一貫教育校をモデル校に指定するかも検討の余地がある。モデル校が県教委やセンターの指導・助言を適宜受けられる仕組みを組み込んであると、モデル校も助かるのではないか。

各市町村の事情に留意願いたい。

できれば学年区分や教育課程まで踏み込んだ検討がされるところがあるとよい。

(ウ) 作業部会での意見

作業部会では、モデル校選定の在り方についての論議をしていない。